

FAQ（営業時間短縮要請について）

1 総論		
①	営業時間短縮要請は何に基づくものか？	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請するものです。
②	営業時間短縮要請の期間は？	令和3年1月20日（水）から2月7日（日）までの19日間です。
③	営業時間短縮要請の対象区域、対象施設は？	<p>【対象区域】 県内全域</p> <p>【対象施設】 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設（飲食スペースを有するもの）</p> <p>ただし、以下の店舗は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウトやデリバリー専門店 ・移動販売車による営業店舗 ・自動販売機（自動販売機で調理を行うホットスナックなど） ・インターネットカフェ、マンガ喫茶 ・イートインスペースを有するスーパーマーケットやコンビニエンスストア
④	営業時間短縮要請の内容は？	対象施設に対して午後8時までの営業時間短縮を要請します。 （酒類の提供は午後7時まで）

2 営業時間短縮要請（対象施設）		
①	本店・本社が長崎県外の場合でも、長崎県内に店舗があれば対象になりますか？	対象になります。
②	酒類の提供を行わない場合も対象になりますか？	酒類の提供を行わない飲食店も要請の対象です。
③	インターネットカフェやマンガ喫茶は対象になりますか？	インターネットカフェ、マンガ喫茶は、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設であることから、今回の要請の対象とはなりません。
④	ホテル・旅館の宴会場での飲食は対象になりますか？	ホテルや旅館における宴会場は飲食店として認められない（宿泊施設）ため今回の要請の対象とはなりません。
⑤	ホテルのルームサービス、ホテル内のレストランは対象になりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルのルームサービスは対象外です。 ・ホテル内のレストランは、宿泊客以外にも飲食を提供する店舗であれば営業時間短縮要請の対象です。
⑥	イートインコーナーがある大型スーパー店やコンビニエンスストアは対象になりますか？	今回の営業時間短縮要請の対象となる飲食店とは、調理した食品を、設備を設けて客に飲食させる営業をメインで行う施設であるため、スーパー等のイートインスペースは、営業時間短縮要請の対象とはなりません。
⑦	車両による移動式の飲食店を営業しているが、時間短縮要請の対象になりますか？	いいえ、対象になりません。 移動式の場合、お客様に飲食スペースを提供することができないので、持ち帰り（テイクアウト）専門店と同じ扱いになります。

3 営業時間短縮協力金		
①	1月20日から営業時間の短縮をできなかった場合、協力金の支給対象とはならないのですか？	要請期間の全期間（1月20日～2月7日）で営業時間の短縮にご協力いただいた店舗が協力金の対象ですので、1月20日から営業時間短縮ができなかった場合は支給対象とはなりません。
②	通常の営業時間が朝11時から夜10時までの酒類を提供する飲食店です。酒類の提供を夜7時までに時間短縮すれば、営業を夜10時まで続けても、協力金の支給対象になりますか？	いいえ、対象になりません。 酒類の提供を夜7時までに短縮しても、営業を夜8時までに短縮していただければ協力金の支給対象となります。
③	通常の営業時間が朝10時から夜7時までの飲食店です。期間中、完全休業したら時間短縮営業に対する協力金の支給対象になりますか？	いいえ、対象になりません。 通常の営業時間が、今回の時間短縮営業（朝5時から夜8時まで）内であれば対象になりません。
④	通常の営業時間が夜8時から翌日2時までの飲食店です。営業時間を短縮することができませんが、休業したら協力金の支給対象になりますか？	はい、夜8時から翌朝5時まで営業をしていないので、協力金の支給対象になります。
⑤	1月20日から休業する予定ですが、1月22日～24日まで一時営業しても、協力金の支給対象になりますか？	令和3年1月20日から2月7日までの間、営業時間短縮要請に応じた事業者が対象になりますので、部分的に要請に応じなかった場合は対象とはなりません。

⑥	複数の店舗を有していますが、店舗の数×76万円支給されますか？また、全ての店舗が要請に応じないと支給されませんか？	要請に応じていただいた店舗数×76万円支給されます。ただし、要請期間を通して営業時間短縮を行なっていただく必要がありますので、例えば複数の店舗で期間中ローテーションで営業時間短縮を行なった場合は対象になりません。
⑦	毎週日曜日が定休日の酒類を提供する飲食店です。1月20日～2月7日まで営業時間を短縮した場合、期間中定休日が3日あるので、2万円×3日分協力が金が減額されますか？	いいえ、期間中に定休日が含まれていても、1月20日～2月7日を通じて要請に応じていただければ、一律1店舗あたり76万円支給されます。
⑧	レストランを夜8時で閉店し、その後はテイクアウトサービスのみ営業を続けた場合は支給の対象になるか。	要請の対象であるレストラン内での営業を夜8時まで（酒類提供は夜7時まで）としていただければ、その後テイクアウトサービスを営業されても支給の対象となります。
⑨	協力の申請方法や申請受付窓口はいつ分かるのか	詳細については、1月下旬頃に県ホームページにて掲載を予定しておりますが、できるだけ早く周知できるよう準備してまいります。
⑩	協力の申請に必要な書類はどのようなものがあるか？	詳細については、1月下旬頃に県ホームページにてお知らせする予定ですが、営業時間短縮を示す書類（飲食営業は夜8時に終了することを告知するポスター等を店舗入り口に貼っている写真等）の準備をお願いいたします。